

第4期相生市行財政健全化計画

(案)

計画期間 令和3年度 ～ 令和7年度

兵庫県相生市

第4期相生市行財政健全化計画目次

1	これまでの行財政健全化の取り組み	1
	第3期行財政健全化計画における成果	
	（1）緊急予算規模削減対策の成果	2
	（2）使用料及び手数料などの公共料金の見直しの成果	3
2	本市の財政状況	4
	歳入	
	（1）市税の推移	4
	（2）地方交付税の推移	4
	（3）使用料及び手数料の推移	5
	（4）地方債の推移	5
	歳出	
	（1）義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移	6
	（2）投資的経費の推移	6
	（3）繰出金の推移	7
	地方債残高の推移	7
	財政調整基金残高の推移	8
	経常収支比率の推移	8
	健全化判断比率の推移	9
3	今後の財政収支見通し	10
	一般会計財政収支見通し（総額ベース）	11
	市債及び基金の残高見込み	11
4	第4期行財政健全化計画	12
	1 計画期間	
	2 目的	
	3 目標	
	主な取組内容	13

1 これまでの行財政健全化の取り組み

本市においては、平成17年度に「相生市財政SOS宣言」を発し、平成18年度に平成17年度一般会計当初予算総額に対して、20%削減を目標とする「相生市行財政健全化計画」を策定し、平成22年度までの5年間において、計画策定当初に想定していなかった制度改正等の影響額を除き、削減目標を達成しました。

平成23年度からは、定住促進や子育て支援等を柱とする「第2期相生市行財政健全化計画（相生市活力上昇計画）」を策定し、特に、給食無料化など子育て定住施策を重点的に実施するとともに、相生市文化会館の建設などを推進した結果、数値目標として掲げた財政運営に関する指標のうち、経常収支比率など一部の指標は達成できませんでしたが、人口の社会減少の抑制など、一定の効果がありました。

平成28年度からは、「第3期相生市行財政健全化計画」を策定し、次代に負担を先送りしない持続可能な財政運営を目指し、緊急予算規模削減対策などを実施し、数値目標である『財政調整基金残高10億円確保』、『プライマリーバランスの黒字化』は達成見込みです。

しかしながら、少子高齢化による社会保障費や公共施設の老朽化に伴う更新経費等の増加など、従来からの課題への取り組みに加え、近年全国で頻発している大規模災害への備えも必要となり、将来にわたり市民に必要な行政サービスを安定して提供していくため、引き続き、持続可能な財政運営を行わなければなりません。

第4期相生市行財政健全化計画では、第6次相生市総合計画に掲げる『いのち輝き 絆ひろがる あいのまち』の推進に取り組みながら、引き続き行財政健全化を進め、令和7年度までの財源不足及び社会情勢の変化に柔軟に対応できる行政経営を目指します。

これまでの歳入歳出等決算額の推移

(単位:百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
歳入	12,681	12,892	13,580	14,720	16,872	13,748	13,196	12,653	13,292
歳出	12,238	12,427	12,984	13,792	16,324	13,329	12,807	12,226	12,950
歳入-歳出	443	465	596	928	548	419	389	427	342
実質単年度収支	170	60	44	▲107	▲219	▲491	▲225	▲54	▲250
財政調整基金残高	2,798	2,786	2,804	2,636	2,414	2,046	1,837	1,791	1,617
プライマリーバランス	723	263	11	▲2	▲2,081	62	255	934	323
地方債残高	13,725	13,646	13,890	14,057	15,654	15,240	14,866	14,016	13,529
	← 第2期行財政健全化計画期間 →				← 第3期行財政健全化計画期間 →				

実質単年度収支・・・単年度収支から、実質的な黒字要素を加え赤字要素を差し引いた額

プライマリーバランス・・・様々な行政サービスを提供する経費を税金等で賄えているかを示す指標

《第3期行財政健全化計画における成果》

第3期行財政健全化計画においては、緊急予算規模削減対策、普通建設事業費の削減及び平準化、使用料及び手数料などの公共料金の見直しなど、7項目の取り組みを実施しました。

(1) 緊急予算規模削減対策の成果

歳入が減少する中で、限られた財源を有効に活用し、事業の選択と集中による徹底的な歳出管理を行うため、これまでに実施した緊急予算規模削減対策の削減効果は次のとおりです。

・裁量的経費の前年度比で「1%」以上の削減の成果

(単位：千円)

年度	予算額	削減目標額	予算削減額	削減効果額
平成28年度	13,020,000	▲18,700	▲51,599	▲257,995
平成29年度	12,790,000	▲16,992	▲36,070	▲144,280
平成30年度	12,420,000	▲16,589	▲35,499	▲106,497
令和元年度	12,780,000	▲51,736	▲52,159	▲104,318
令和2年度	12,750,000	▲16,526	▲29,095	▲29,095
合 計		▲120,543	▲204,422	▲642,185

※削減目標額は裁量的経費の前年度対比で1%以上の額で、中間見直しにより令和元年度のみ3%以上の額

※予算削減額は見直し年度のみの数値（以下同じ。）

※削減効果額は健全化期間の数値（以下同じ。）

・重点的見直し事業の削減の成果

(単位：千円)

年 度	事業数	予算削減額	削減効果額
平成28年度	9	▲15,898	▲80,290
平成29年度	14	▲18,358	▲50,032
平成30年度	9	▲17,914	▲29,742
令和元年度	7	▲31,256	▲59,012
令和2年度	3	▲1,083	▲1,083
合 計	42	▲84,509	▲220,159

※事業数は延べ数

(2) 使用料及び手数料などの公共料金の見直しの成果

使用料及び手数料などの公共料金について、受益者負担の適正化と公平性の確保を目的に、行政サービスの内容により負担割合を定めた統一的な基準である「相生市使用料及び手数料の設定基準」を策定しました。当該基準に基づき、受益と負担の公平性を確保しながら、公共施設の運営改善と行政サービスの向上を目指します。

平成30年度について、使用料及び手数料などの公共料金について見直しを実施し、使用料においては14件、手数料においては1件の料金改定を行いました。これらの改定による影響額は、1年間で約700万円の増収見込みとなります。

また、令和元年度において、市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保を図り、手続の公平性を高めるため、市庁舎等の公共施設に設置する自動販売機について、統一的な設置基準を策定し、一般競争入札による設置事業者の選定を行いました。この入札による影響額は、1年間で約600万円の増収見込みとなります。

・使用料改定

上松隣保館大集会室使用料（目的外）
海の環境交流ハウス使用料
佐方福祉センター利用料
総合福祉会館使用料
生きがい交流センター利用料
こども学習センター使用料（目的外）
公民館使用料
若狭野多目的研修センター使用料
市民体育館使用料
市民グラウンド使用料
看護専門学校入学金・授業料
羅漢の里使用料
ふるさと交流館使用料
市民プール使用料

・手数料改定

公文書公開に係る手数料

・自動販売機の公募実施

対象施設（台数）	19施設（28台）
設置事業者選定	市が設定した最低使用料以上の額で、かつ最高の応募価格を提案した事業者

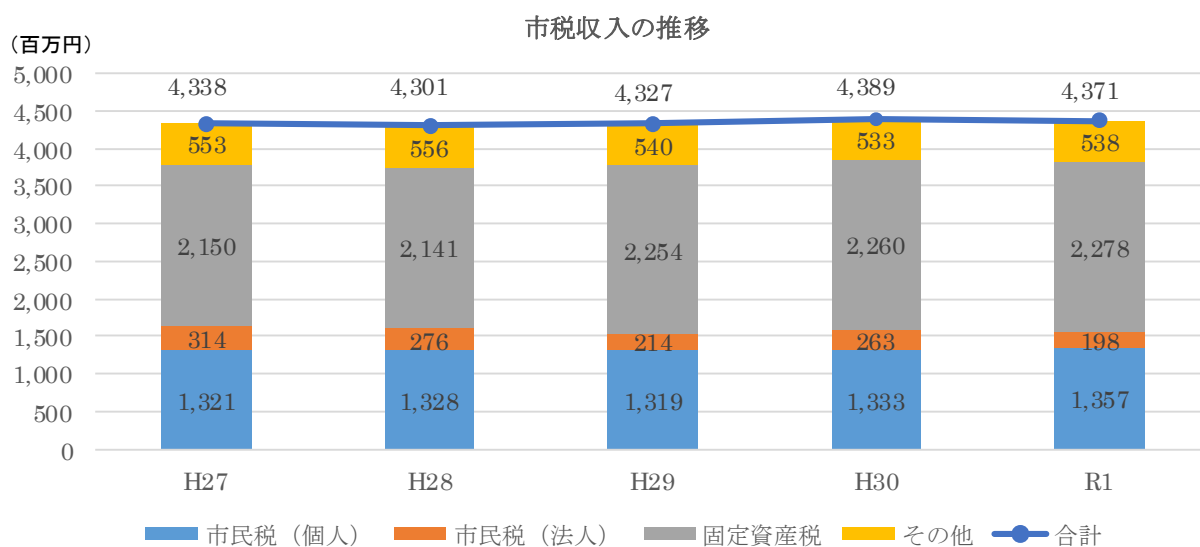
2 本市の財政状況

第3期行財政健全化計画は、令和2年度が最終年度となりますが、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や文化会館建設事業等の地方債の償還の増加により、令和元年度の実質単年度収支は、約2億5千万円の赤字となりました。

《歳入》

(1) 市税の推移

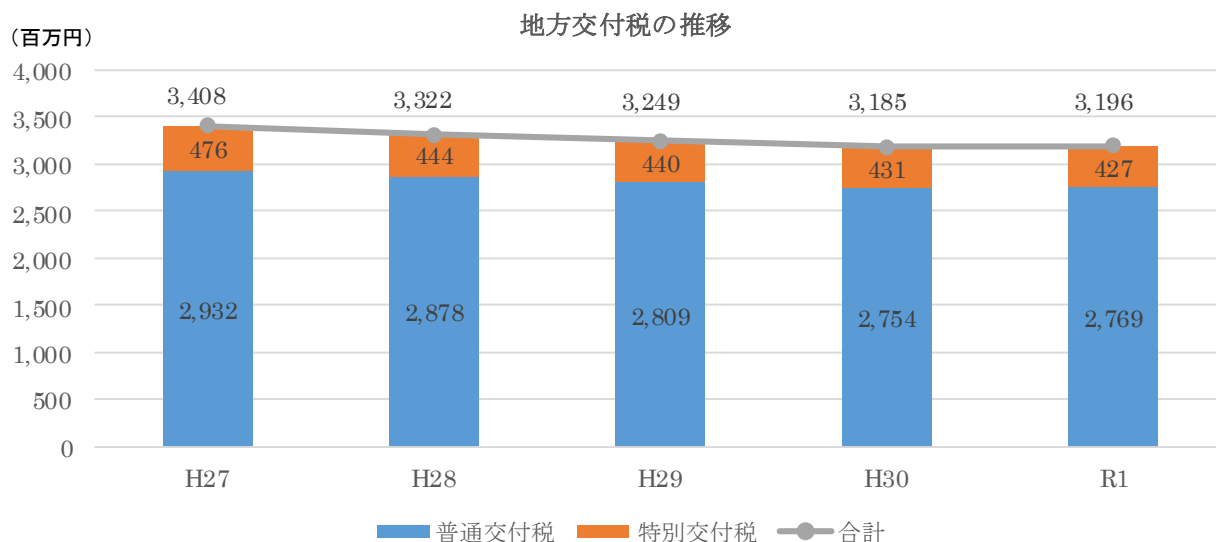
歳入の約30%を占める市税については、近年横ばいの傾向にありますが、高齢化に伴う労働人口の減少による市民税の減収等が今後予想されます。



※合計額については、百万円単位で四捨五入しているため、誤差が生じている箇所があります。（以下同じ。）

(2) 地方交付税の推移

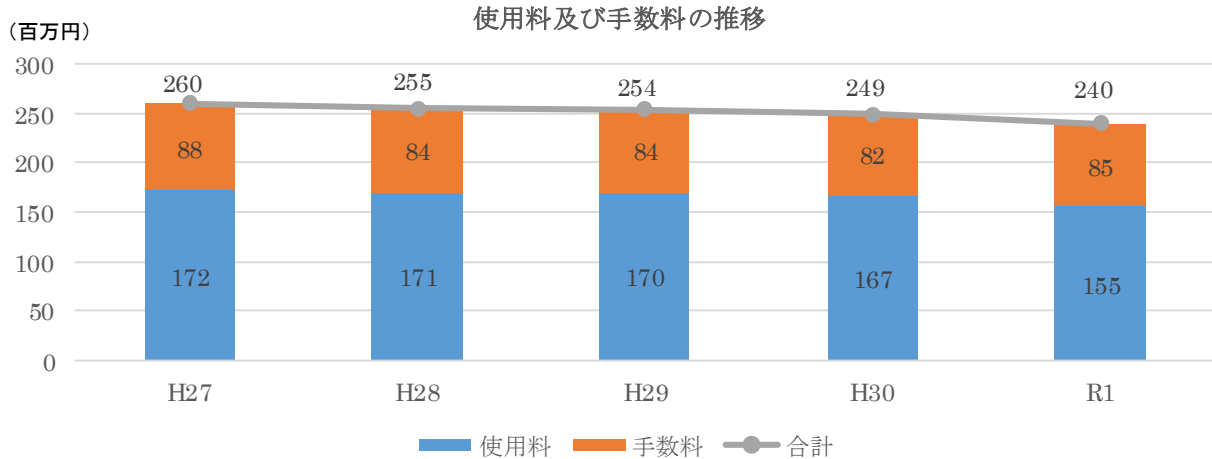
地方交付税については、近年減少傾向にありますが、歳入総額に占める地方交付税の割合は約24%と高い比率となっています。



(3) 使用料及び手数料の推移

使用料及び手数料には、市営住宅、道路占用、文化会館、体育館等の施設利用に係る使用料と、住民票交付やごみ処理等に係る手数料があります。

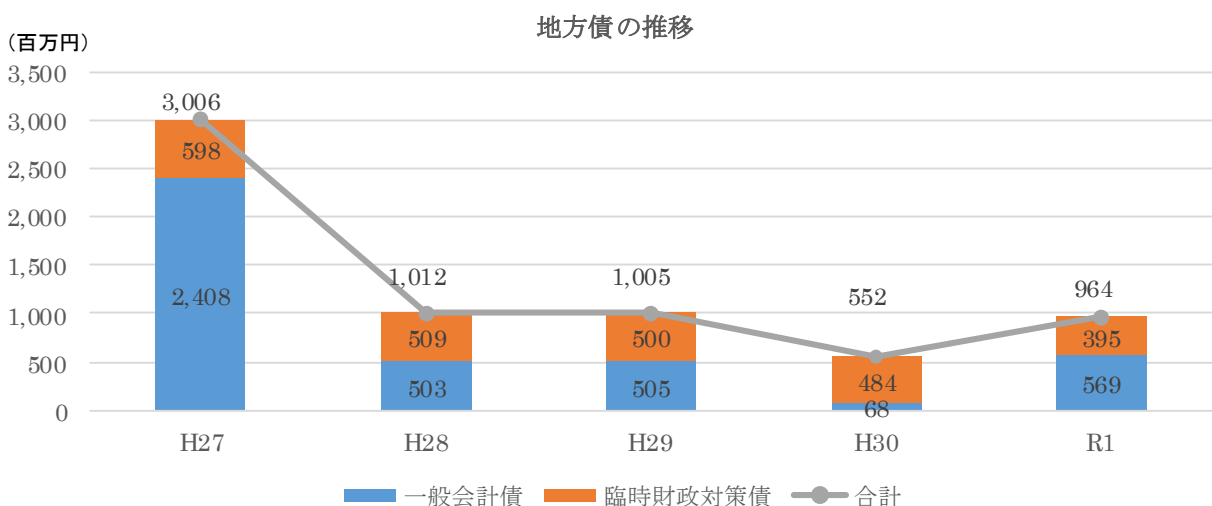
平成30年度に「相生市使用料及び手数料の設定基準」を策定し、料金改定を実施しました。



(4) 地方債の推移

平成27年度の文化会館建設事業により、多額の地方債を発行しましたが、第3期行財政健全化計画期間中、地方債の発行を抑制してきました。

しかしながら、今後、公共施設等の適正管理の財源として地方債の発行を予定しており、後年度の財政運営に大きな影響をもたらすことから、地方債の発行について、適正に管理する必要があります。

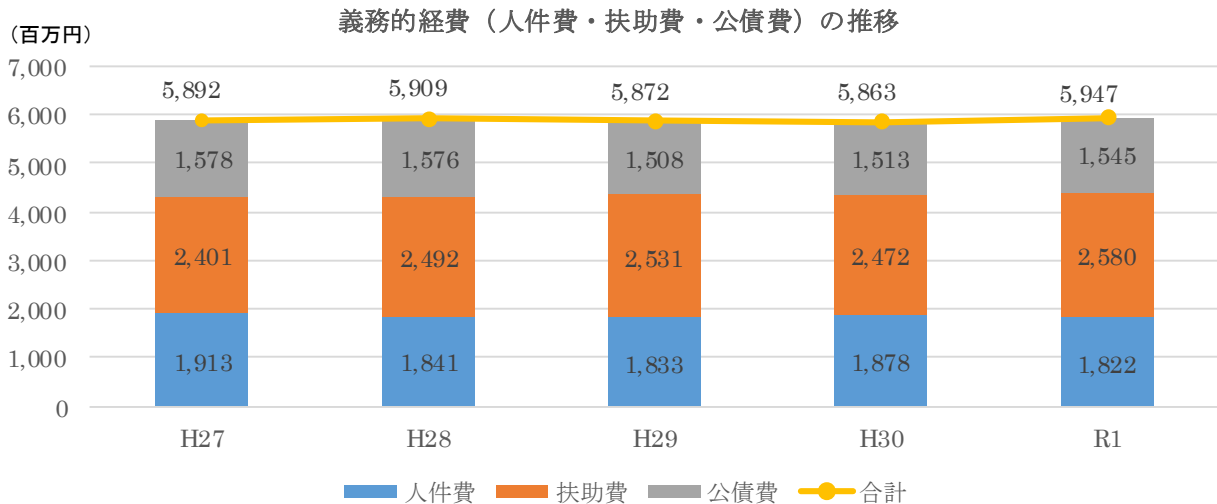


※臨時財政対策債は、本来交付税措置されるべき一定の基準財政需要額が地方債に振り替られたもので、後年度に元利償還金が全額交付税算入されます。

《歳出》

(1) 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移

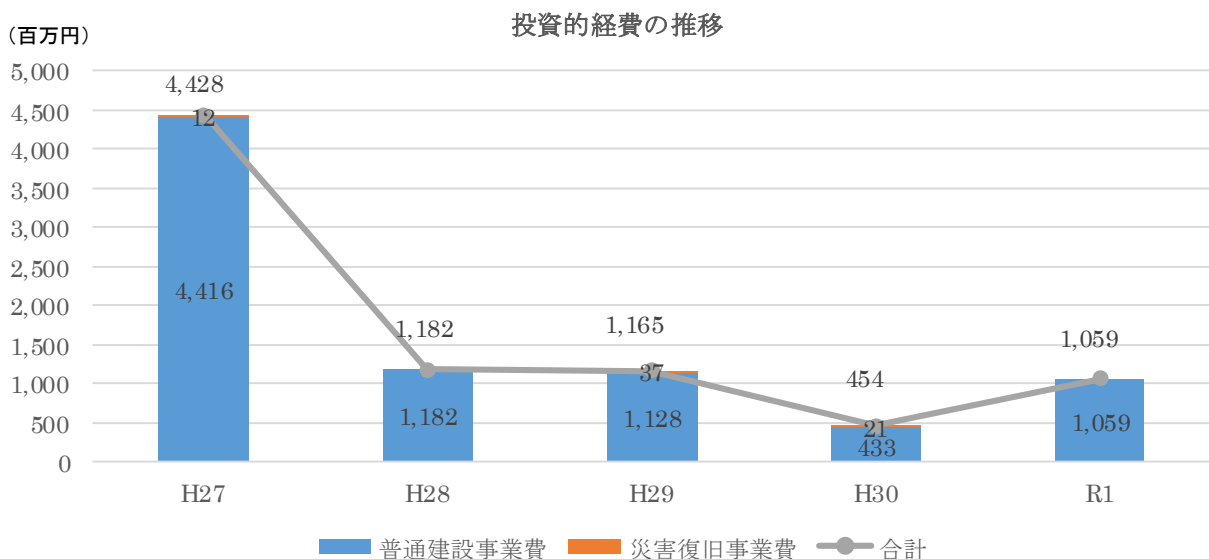
義務的経費のうち、人件費は定員適正化計画による計画的な採用、再任用職員の職員構成等により減少傾向となっています。扶助費は施設型給付費や障害児通所給付費などの社会保障費が増加傾向となっています。公債費については、文化会館建設や公共施設耐震補強工事に係る地方債の償還により増加傾向となっています。



(2) 投資的経費の推移

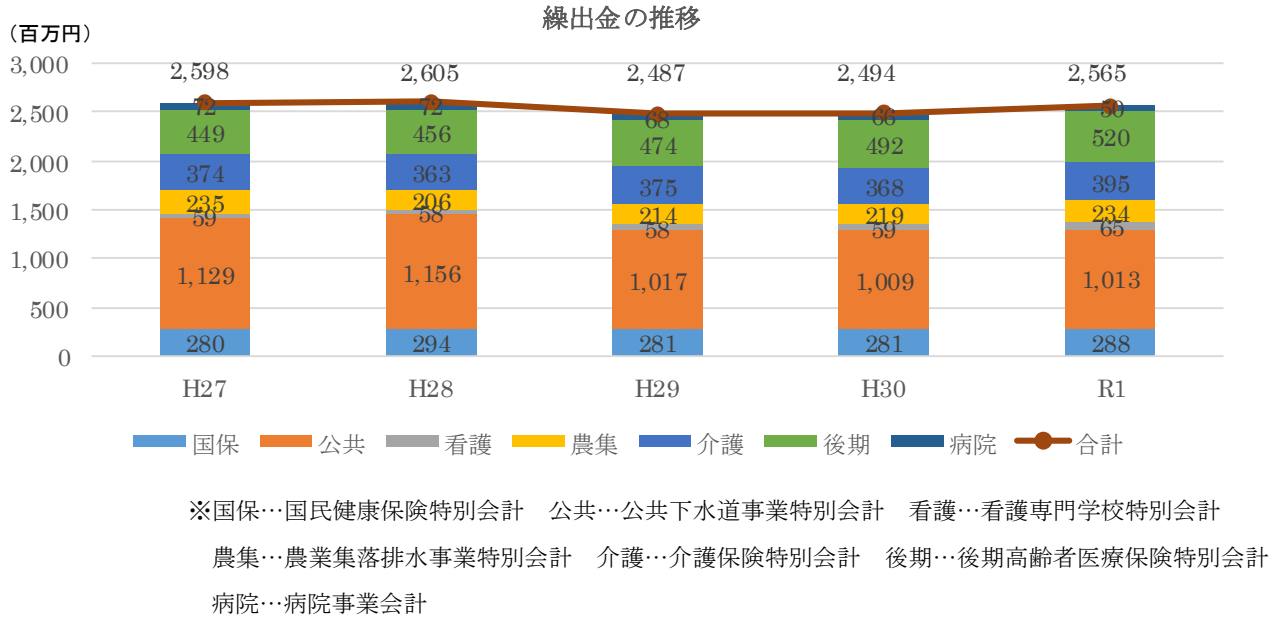
投資的経費については、平成27年度の文化会館建設事業等による約44億円がピークとなっています。第3期行財政健全化計画期間中においては、社会資本の適正な維持管理の推進によって、幼稚園、小・中学校の空調設備工事の実施など、事業費の縮減や平準化を行いました。

今後は、公共施設等の長寿命化工事による投資的経費の増加が見込まれるとともに、近年頻発する大規模災害への対応経費の増加が見込まれます。



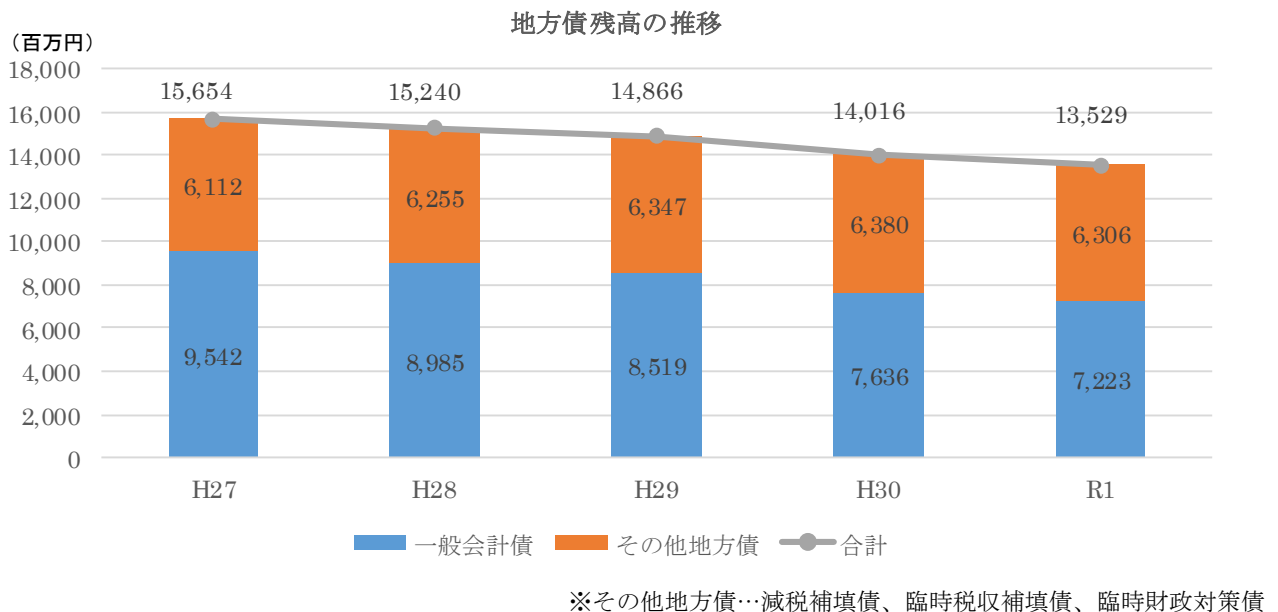
(3) 繰出金の推移

繰出金については、一般会計から特別会計（6会計）及び病院事業会計に繰り出しています。繰出金総額のうち、公共下水道事業特別会計への繰出金が大半を占めていますが、これは過去の下水道整備の財源として発行した地方債の償還に係る経費を繰り出しているためです。また、近年では高齢化の影響に伴い、介護保険特別会計や後期高齢者医療保険特別会計に係る繰出金が増加傾向です。



《地方債残高の推移》

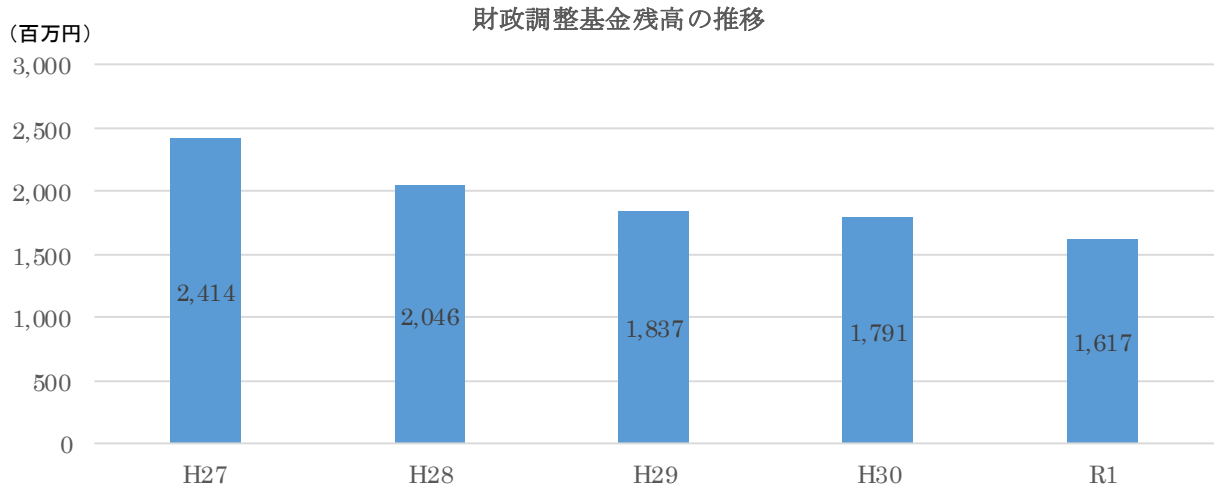
地方債残高の推移は、第3期行財政健全化計画に基づき、地方債の発行額をその年度の公債費の元金償還額以下に抑制したことなどにより、着実に減少しています。



《財政調整基金残高の推移》

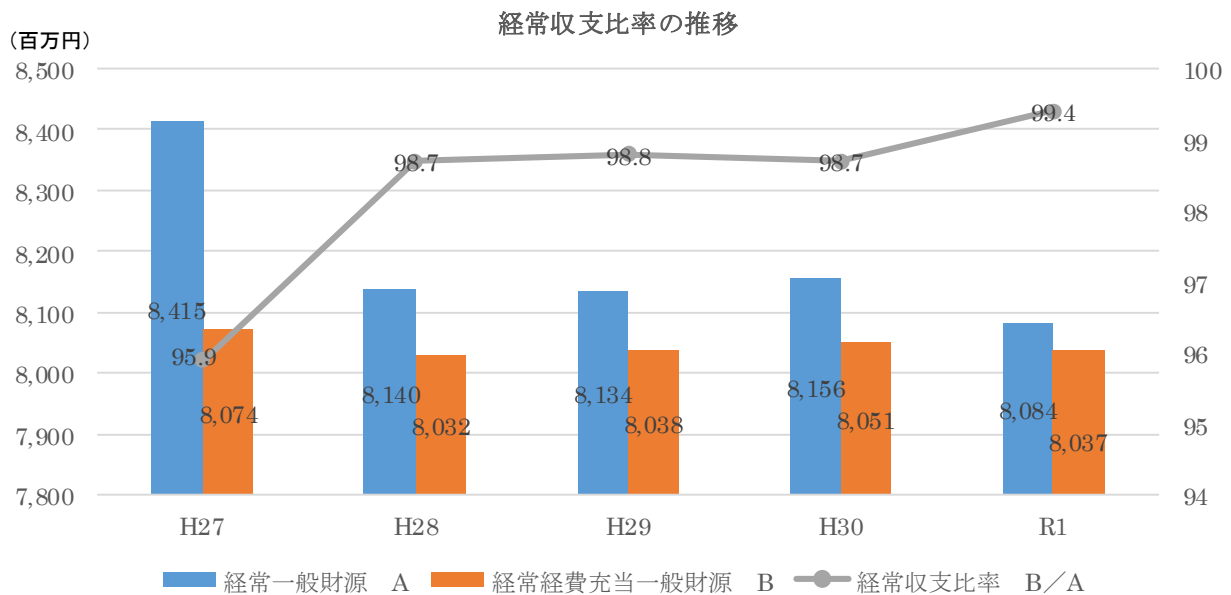
財政調整基金の残高は、平成27年度以降の5年間で約8億円減少しましたが、第3期行財政健全化計画の数値目標である令和2年度末10億円を確保できる見込みです。

しかし、今後も公共施設等の長寿命化工事による投資的経費の増加が見込まれるなど、財政調整基金からの繰入金の増加が予測されます。



《経常収支比率の推移》

経常収支比率は、経常経費充当一般財源（経常経費に充当された経常一般財源）である扶助費等の増加に伴い、平成28年度以降は98%以上と非常に高い数値で推移しており、財政の硬直化が顕著となっています。



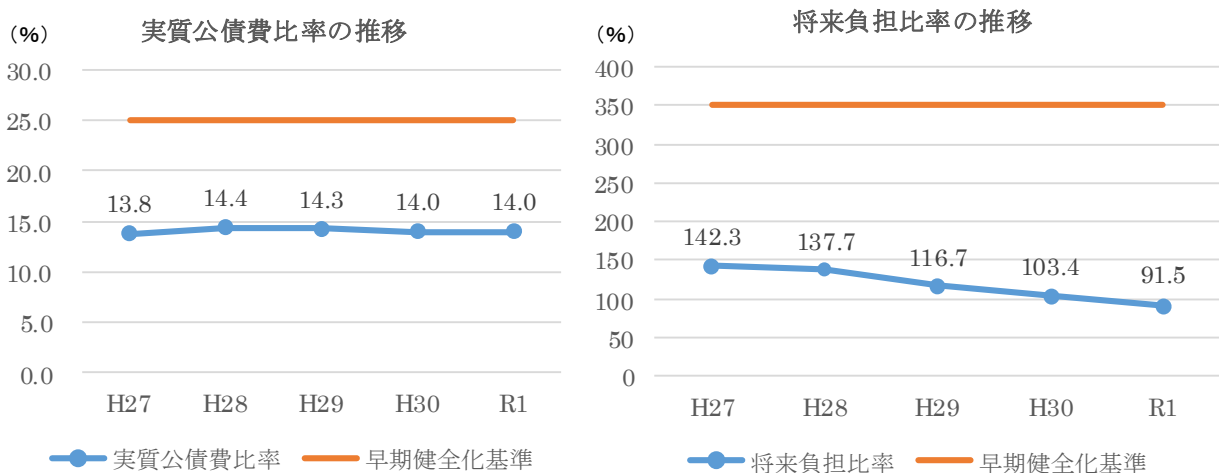
※経常収支比率とは、市税収入や地方交付税などの経常的に収入される用途に制限のない収入（経常一般財源）が、人件費や扶助費などの経常経費にどの程度充当されたかを示す比率です。

《健全化判断比率の推移》

令和元年度の健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも、全ての会計において実質赤字が生じていないため、計上がありません。

また、実質公債費比率が14.0%、将来負担比率が91.5%であり、特に、将来負担比率は、第3期行財政健全化計画による普通建設事業等の削減及び平準化や地方債の発行抑制等の取り組みによって、減少傾向となっています。

しかしながら、今後、公共施設等の長寿命化工事などの財源に地方債の発行が見込まれるため、引き続き健全な財政運営を行う必要があります。



令和元年度決算に基づく健全化判断比率

指 標	相 生 市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.75%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.75%	30.00%
実質公債費比率	14.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	91.5%	350.0%	

※健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算より毎年公表することとなっている自治体財政の健全化を示す4指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）です。比率の1つでも早期健全化基準を超えると財政健全化団体に、また、財政再生基準を超えると財政再生団体になり、財政運営に制約を受けることとなります。

3 今後の財政収支見通し

今後の財政収支見通しについては、過去の推移、令和2年度当初予算などを基礎とする前提条件を設定した上で試算しています。

歳入では、根幹となる市税において、経済情勢等の動向や労働人口の減少により増収は見込めない状況であり、地方交付税についても先行き不透明であることなどから、今後は減少傾向になるものと試算しています。また、歳出では、少子高齢化による社会保障費の増加や介護保険特別会計や後期高齢者医療保険特別会計への繰出金が増加すると試算しています。

このようなことから、毎年度において歳出が歳入を上回り、財政調整基金からの繰り入れが必要となり、今後、想定されない事業や近年全国で頻発している大規模災害への対応に必要な財源を確保するため、引き続き財政の健全化に取り組む必要があります。

この財政収支見通しは、新型コロナウイルス感染症への対応など社会経済情勢等の変化により相違が生じる場合がありますが、今後も限られた財源の中で、健全で持続可能な財政運営を行います。

【収支見通しの前提条件】

歳 入

市 税	近年の社会経済情勢等を考慮して試算
地方交付税	市税、公債費等の推移を基に試算
市 債	投資的経費等に係る財源を捕捉して試算
国県支出金	過去の推移を基に試算

歳 出

人 件 費	令和2年度当初予算を基に、採用予定者と退職者の人件費を加味して試算
扶 助 費	過去の推移を基に、一定の率を加味して試算
公 債 費	既発債に新規の市債発行額を加味して試算
投資的経費	現時点で把握している普通建設事業と実施計画を基に計上
物 件 費	過去の推移や令和2年度当初予算を基に試算
繰 出 金	各特別会計の収支の推計を加味して試算

《一般会計財政収支見通し（総額ベース）》

歳入

(単位：百万円)

区分	R3	R4	R5	R6	R7
市税	4,036	4,197	4,158	4,059	4,019
地方交付税	3,607	3,435	3,419	3,444	3,449
市債	739	564	590	504	531
国県支出金	2,630	2,647	2,645	2,458	2,488
繰入金	316	470	431	307	527
(うち、財政調整基金)	294	393	403	267	493
その他	1,819	1,821	1,821	1,821	1,821
歳入合計	13,147	13,134	13,064	12,593	12,835

歳出

(単位：百万円)

区分	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	2,181	2,433	2,218	2,311	2,308
(うち、退職手当)	23	241	48	93	69
扶助費	2,685	2,738	2,793	2,849	2,906
公債費	1,456	1,337	1,230	1,134	1,081
投資的経費	1,121	911	1,084	554	860
物件費	1,576	1,575	1,636	1,631	1,565
繰出金	1,454	1,473	1,486	1,501	1,546
その他	2,674	2,667	2,617	2,613	2,569
歳出合計	13,147	13,134	13,064	12,593	12,835

※それぞれの数値は各年度末の見込み

《市債及び基金の残高見込み》

(単位：百万円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
地方債残高	12,055	11,297	10,664	10,034	9,479
財政調整基金残高	1,609	1,461	1,303	1,281	1,033
庁舎建設基金残高	429	465	501	537	573
退職手当基金残高	231	195	208	209	216

※それぞれの残高は各年度末の見込み。地方債残高は一般会計の残高推移を記載

4 第4期行財政健全化計画

1 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

国の動向や新型コロナウイルス感染症への対応の影響など社会情勢の変動要素があるため、中間年の令和5年度に見直しを行います。

2 目的

第6次相生市総合計画によるまちづくりと持続可能な財政運営の両立を図ります。

3 目標

(1) 第6次相生市総合計画を積極的に推進します。

(2) 次代に負担を先送りせず、かつ世代間の公平な負担によって、持続可能な財政運営を行い、実質単年度収支の黒字化を目指します。

目標(1) 第6次相生市総合計画を積極的に推進します。

第6次相生市総合計画では、「いのち輝き 絆ひろがる あいのまち」を将来像として、これまで築いてきた絆を更に大きく広げ、市民だけではなく、本市に関わりのある全ての人々が絆でつながる取り組みを加速させ、本市の持っている資源をより豊かなものにし、未来の世代に引き継ぐ、持続可能な定住性の高いまちづくりを目指します。

この将来像を実現するために、行政を含む、市民、企業、自治会等の多様な主体が相互に連携・協力しながら、地域課題の解決のための各種事業を着実に実施します。

目標(2) 次代に負担を先送りせず、かつ世代間の公平な負担によって、持続可能な財政運営を行い、実質単年度収支の黒字化を目指します。

歳入が減少する中で、限られた財源を有効に活用し、事業の選択と集中による歳出管理を行い、地方債の発行管理及び財政調整基金からの繰り入れを抑制することで、次代に負担を先送りすることのない、堅実で持続可能な財政運営を行い、実質単年度収支の黒字化を目指します。そのために、本計画の最終年度である令和7年度末における『財政調整基金残高10億円以上』、『将来負担比率100%以下』を数値目標とします。

【数値目標】

項目	令和7年度末目標値	令和元年度決算
財政調整基金残高	10億円以上	16億1,700万円
将来負担比率	100%以下	91.5%

《主な取組内容》

(1) 緊急予算規模削減対策

第3期行財政健全化計画において実施した事務事業の見直しを踏まえ、自主事業一覧として把握し、第6次相生市総合計画との調整を図りながら、数値目標の水準に達しない場合は、廃止等を検討します。

(2) 普通建設事業費等の削減及び平準化

- ア 一般財源に依存した普通建設事業について、必要性、緊急性、住民満足度などに加え、特定財源の確保も含め、その優先順位を決定します。
- イ 銀行等引受債について、大規模事業等により起債が多額となる場合は、償還期間延長（10年償還から20年償還）を引き続き実施します。
- ウ 財政調整基金について、令和7年度末に10億円以上を確保するため、普通建設事業費等の削減及び平準化を図り、基金の取崩しの抑制に努めます。
- エ 地方債の適正管理については、令和7年度末に将来負担比率100%以下を基準とし、将来世代との負担を考慮しながら起債を行います。

(3) 社会資本の適正な維持管理の推進

- ア 公共施設等の老朽化対策について、将来の人口減少社会を見据え、統廃合や複合化等、あらゆる可能性を検討し、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、施設総量の管理などにより事業費の縮減や平準化を図ります。
- イ 道路橋梁等の長寿命化について、長寿命化計画に基づき事業費の縮減や平準化を図ります。
- ウ 下水道施設等の長寿命化について、令和2年度に移行した公営企業会計における独立採算制の原則に基づく経営状況の明確化を行い、将来にわたる経営計画により、適切な維持管理を図ります。

(4) 人件費の適正管理

職員数は、第6次定員適正化計画に基づき、計画的な職員採用を行うとともに、事務事業の見直しや民間委託、多様な任用制度等の活用を図りながら人件費の適正管理を行います。

(5) 地方債の発行管理

災害などの特別な事情がある場合を除き、地方債の発行額をその年度の公債費の元金償還額以下にするため、償還期間や据置期間の設定などの適正管理を行い、将来負担の軽減に努めます。

(6) 使用料及び手数料などの公共料金の見直し

- ア 平成30年度に策定した使用料及び手数料の設定基準に基づき、社会経済情勢などを考慮しながら受益と負担の適正化を目指します。
- イ 下水道使用料については、公営企業会計への移行に伴う独立採算性の原則に基づき、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減について検討し、受益と負担の適正化を目指します。

(7) 基金の運用・管理

- ア 財政調整基金、職員退職手当基金等以外の特定目的基金のうち、果実運用型の基金については、基金充当事業の見直しを行い、一般財源による充当を抑制します。
- イ 基金の資金運用について、安全性を最優先にリスクを最小限とした管理を行い、運用益の確保に努めます。